

5分で読める!?

要介護認定調査ニュース

Vol.2

平成28年も残り1か月を切りました!何かと慌ただしい時期ではありますが、『要介護認定調査ニュース』vol.2をお届けします。

事業所内で回覧等していただき、日頃の認定調査業務の参考にしてください。

今回は、vol.1(平成28年9月28日発行)に引き続き、健康福祉局介護保険課によるヒアリングで指摘を受けた事項についてのお知らせです。

*vol.1を再度確認したい場合は、下記発行元までご連絡下さい!

指摘

3-4 短期記憶は「調査日の調査直前にしていたことについて把握しているか」です。

☆直前に何をしていたのかの質問で確認が難しいときに『のみ』、

3つの物で確認します。

POINT! 3点確認とは、2点見せた後、残りの1点をこたえられるかどうかです。「2点答えられたが1点答えられなかったので“できない”を選択」という、3点確認を誤って実施しているものが多く見られます。

4-12 ひどい物忘れは「周囲のものが何らかの対応をとらなければならない」場合に選択できる項目」です。

☆単に物忘れがあるだけでは「ない」を選択します。選択誤りが起こりやすい項目ですので確認してください。

POINT! 周囲の者の対応状況を特記に記載します。そして、もちろん!4群ですら最後に頻度も忘れずに文末に【 】で記入してください。

ex.メガネなどしまった場所を忘れるため、妻と一緒に探す【週1回】

こちらも
チェック!

基本調査は、一定期間(調査日よりおおむね過去1週間。ただし、3-8、3-9、4群は除く)の状況において、より頻回な状況や日頃の状況で選択します。

<誤った選択の例>

2-5排尿【× 一部介助→ ○ 介助なし】

夜間はポータブルトイレに排尿し(1回)家族が片づけをする。日中は6~7回排尿があり、一連の行為に介助はない。

◆厚生労働省実施の要介護認定適正化事業において、認定調査員の調査能力の向上等を目的としたeラーニングシステムが用意されています。ご自身の理解度を把握する「全国テスト」と動画を用いた「学習教材」、基本的な考え方や各調査項目の定義について学習する「問題集」が収録されています。

横浜市健康福祉局ホームページから登録することができますので、ぜひご利用ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/kensyuu/#chousa>

平成28年12月15日
発行元:横浜市金沢区高齢・障害支援課
介護保険担当 電話 788-7868

全国テストは何点
とれるかな?



金沢区幸せお届け大使

ぼたんちゃん